

E i w a N e w s

令和3年度税制改正大綱の概要

令和3年1月
(No. 186)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様とともに乗り越え、ともに前へ進んでいけるよう努めてまいります。本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年12月10日に令和3年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、令和3年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 納税環境整備

税務関係書類における押印義務の見直し

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととする。

① 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類

② 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち、財産の分割の協議に関する書類

※この改正は、令和3年4月1日以後に提出するものについて適用するが、改正の趣旨を踏まえて、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする。

[2] 個人所得課税

退職所得課税の適正化

勤続年数が5年以下である者の退職所得の金額の計算につき、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額を2分の1とする現行の措置を適用しないこととする。

※この改正は、令和4年分以後の所得税について適用する。

[3] 資産課税

教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を2年延長する。

① 贈与者が死亡した場合に、受贈者が当該贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額を下記の金額とする。

・死亡の日までの年数にかかわらず、非課税抛出額から教育資金支出額を控除した残額。

② 上記①の管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、相続税額の2割加算の対象とする。

※この改正は、令和3年4月1日以後に支払われる教育資金について適用する。

[4] 法人課税

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の税額控除制度の見直し

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度における当該規定の適用要件と税額控除額は、以下のとおりとなります。

| |
|---|
| <p><適用要件></p> $\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{前期の新規雇用者給与等支給額}}{\text{前期の新規雇用者給与等支給額}} \geq 2\%$ |
| <p><税額控除額(いずれか小さい方)></p> <p>a. 控除対象新規雇用者給与等支給額×15%(※)</p> <p>b. 法人税額×20%</p> <p>(※)下記要件を満たす場合は、20%</p> $\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費の額}} \geq 20\%$ |

中小企業の特例

| |
|---|
| <p><適用要件></p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}}{\text{前期の雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$ |
| <p><税額控除額(いずれか小さい方)></p> <p>a. (雇用者給与等支給額－前期の雇用者給与等支給額)×15%(※)</p> <p>b. 法人税額×20%</p> <p>(※)下記イ、ロの要件を全てを満たす場合は、25%</p> <p>イ. $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}}{\text{前期の雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$</p> <p>ロ. 次のいずれかを満たす場合</p> <ul style="list-style-type: none">$\frac{\text{教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費の額}} \geq 10\%$ <p>・ その事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと。</p> |

・ 新規雇用者給与等支給額

…国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く)に対して、その雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいう。

・ 控除対象新規雇用者給与等支給額

…国内の事業所において新たに雇用した者(支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除く)に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいい、雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とする。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所までご連絡くださいますよう、
よろしくお願ひ申し上げます。